

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の考え方及び山陽小野田市新型コロナウイルス感染症防止対策取組宣言店舗等応援制度における認証店舗の取組方針の見直しについて

令和5年(2023年)3月7日

令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更を受け、3月13日(月)以降における本市のマスク着用の考え方及び山陽小野田市新型コロナウイルス感染症防止対策取組宣言店舗等応援制度における認証店舗の取組方針について、次のとおり見直すこととします。

1 マスク着用の考え方について

(1) 基本的な方針

- ア 個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。
なお、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮すること。
- イ 症状がある場合などで通院等やむを得ず外出する場合は、人混みを避け、マスクを着用する。
- ウ 感染防止対策として、マスクの着用が効果的な場面では着用を推奨する(医療機関受診時、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスの乗車時)。

(2) 市職員のマスクの着用について

- ア 勤務中における職員のマスク着用は個人の判断に委ねることとするが、高齢者等重症化リスクが高い人が多く来庁されることや、感染した職員が無症状である場合の感染拡大防止の観点から、窓口業務(面談を含む。)に従事する職員はマスクを着用するものとする。

(事業者が感染対策上又は事業上の理由により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されることとなっている。)

- イ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢

者施設等への訪問時にはマスクを着用するものとする。

(3) 感染防止対策について

3月13日以降においても引き続き次のとおり感染防止対策に努めるものとする。

- ア 「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場所）を回避すること。
- イ 手洗い、手指消毒など手指の衛生を保つこと。
- ウ 適切に換気を実施すること。
- エ 対面する場面などで、人と人との距離の確保ができない場合等には、飛沫感染対策が有効であることから、テーブルガード（パーティション）については設置を継続するものとする。
- オ 検温センサーは、庁舎（公共施設）の利用者が体調の管理、確認の参考とするために利用されていること、及び職員の健康管理のため設置を継続するものとする（マスクの着用を求める注意を促す機能を有する機器については、その機能を停止すること。）。

(4) その他

- ア 業種別ガイドラインの対象となる施設については、最新のガイドラインに沿って対応すること。
- イ 学校におけるマスク着用の考え方の見直しは、令和5年4月1日から適用される。
- ウ 今後の感染状況の変化によっては、このマスク着用の考え方についても変更が生じるものであること。

2 山陽小野田市新型コロナウイルス感染症防止対策取組宣言店舗等応援制度における認証店舗の取組方針について

- (1) 「保健所から自宅待機等の措置を要請された方の、保健所からの要請期間における入店又は入場禁止」の項目は、削除する。
- (2) 「店内及び施設内での飲食中以外のマスクやフェイスガードの着用」の項目は、削除する。
- (3) 「トイレのハンドドライヤーの使用中止」の項目は、削除する。
- (4) 「会計時の電子マネー等での決済導入、又はコイントレイ等の使用」の

項目は、削除する。

(5) 「従業員のマスク又はフェイスガードの着用」の項目は、削除する。

(6) 今後の感染状況の変化によっては、この取組方針についても変更が生じうるものであること。

職員のマスク着用の見直しについて

3月13日から勤務中における職員のマスク着用は、基本的には**個人**の**判断**としますが、高齢者等重症化リスクが高い方が多く来庁されることや、感染した職員が無症状である場合の感染拡大防止の観点から、**窓口業務や面談の際には職員はマスクを着用して対応**させていただきます。

対面する場合などで、人と人との距離の確保ができない場合等には、飛沫感染対策が有効であることから、テーブルガード（パーティション）については設置を継続します。

